

鳥取県告示第 718 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 6 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 中島 建	鳥取市湖山町東五丁目 261	J A 鳥取いなば福祉センター	鳥取市湖山町東五丁目 261	平成 18 年 8 月 1 日
鳥取市 鳥取市長 竹内 功	鳥取市尚徳町 116	鳥取市立病院	鳥取市市場町一丁目 1	平成 18 年 9 月 1 日
株式会社吉田一陽堂 薬局 代表取締役 吉田 健	鳥取市戎町 413	吉田一陽堂指定居宅介護支援事業所	鳥取市栄町 708	〃